

データ利活用制度・システム検討会 運営要領

令和 6 年 12 月 26 日
データ利活用制度・システム検討会座長決定案

（検討会の運営）

第1条 データ利活用制度・システム検討会（以下「検討会」という。）の議事の手続その他検討会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（座長代理）

第2条 座長が検討会に出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理することができる。

（開催）

第3条 検討会は、座長が招集する。

2 座長は、検討会を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく、構成員に連絡する。

（意見の陳述等）

第4条 座長は、関係者に対して、説明又は意見の陳述を求めることができる。

（構成員等の出欠等）

第5条 検討会を欠席する構成員は、代理人を検討会に出席させることができる。

2 検討会を欠席する構成員及び関係者は、座長を通じて、当該検討会に付議される事項につき、書面等により意見を提出することができる。

（検討会の公開）

第6条 検討会において配布された資料は、原則として公表する。

（議事録）

第7条 検討会の議事録を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事録の一部を公表しないものとすることができる。

（非公表事項の取扱い）

第8条 構成員及び関係者は、検討会において非公表とした事項について、検討会外での言及等を行わないこととする。

（雑則）

第9条 この運営要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。